

第2章 添付書類について ～電子・用紙申請共通～

1 提出が必要な申請書類一覧

申請書【1-1～7】 添付書類【(1)～(5)】			個人			法人			関連 ページ
			県内業者	県外業者		県内業者	県外業者		
				県内に営業所等 有	無		県内に営業所等 有	無	
1-1	資格審査申請書	(第1号様式)	●	●	●	●	●	●	32～34
1-2	兼委任状	(第1号様式02)		いずれか	いずれか		いずれか	いずれか	34～35
2	取引希望及び営業概要・実績調書	(第2号様式)	●	●	●	●	●	●	36～38
3-1 3-2	印刷業者業務調書	(第3号様式の1,2)	営業種目「67 印刷」を申請する場合●						39～40
4	取扱品目一覧表	(第4号様式)	●	●	●	●	●	●	41
5	使用印鑑届	(第5号様式)	○	○	○	○	○	○	42～43
6	役員等に関する調書	(第6号様式)	○	○	○	○	○	○	44～45
(1)	登記事項証明書					○	○	○	12
(2) -①	納税	消費税及び地方消費税並びに法人にあっては法人税(税務署発行の様式その3又は様式その3の3)	○	○	○	個人：様式3 法人：様式3の3			12
-②	証明	県税--法人又は個人事業税、法人県民税、自動車税等(県発行の第1号の12の2様式)	○	○		○	○		12
-③	書	個人住民税＝県・市町村民税(県内市町村発行の最低3箇年分)	○	○					12
(3)	財務諸表	貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書				○	○	○	13
		青色申告書又は白色申告書の写し	○	○	○				13
(4)	営業に係る許可等を証する書類の写し		営業に必要な許可等がある営業種目を申請する場合のみ○						14
	官公需適格組合証明の写し・組合員名簿		申請者が事業協同組合、商工業組合等の場合のみ○						14
(5)	1年以上の営業実績があることを示す書類の写し		○	○	○	○	○	○	14

県内業者 …… 和歌山県内に本店を有する業者 県外業者 …… 和歌山県内に本店を有しない業者（注）
 （注）県外業者のうち、県内に営業所又は支店等を有していても、その営業所又は支店等の長を代理人として申請しない場合は、「県内に営業所等無」に該当する。

※政令第167条の4第1項第1号に該当する者であって、同項に規定する特別の理由がある場合に該当するものの申請にかかる添付書類については、個別に相談ください。

○… 全申請業者(システムからの申請業者を含む。)が、書面による提出が必要です。

●… システムから申請される場合は、これら様式のかわりに申請確認書を出し、提出してください。

なお、申請確認書作成にあたっての関連ページは、15～30ページとなります。

※「6 役員等に関する調書」は、書面での提出に併せ、電子データ(Excel)をメールにて総務事務集中課あて送付してください。メールでの送付が困難な場合は、書面での提出のみで可。(送付先メールアドレス：buppin120200@pref.wakayama.lg.jp)

※上記証明書類については、発行後3か月以内のもの(写し可)とします。

※〈個人事業主の方〉上記証明書類についてマイナンバーの記載のないものを提出してください。

※1年以上の営業実績があることを示す書類の写しは、平成30年7月31日時点で、和歌山県物品の購入等の競争入札参加資格を有していた方で、引き続き同じ営業種目(類似する営業種目を含む)を登録しようとする場合は、省略可。